＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

柏原市議会定例会議案
条例案件参考資料
（追加）
平成２９年第４回

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

（平成２９年１２月２２日）

条例案件参考資料

平成２９年１２月２２日　（追加）

議案等番号	議　　案　　等　　名	ページ
議案第１０８号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	1
議案第１０９号	職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	2

議案第１０８号　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

【改正の理由】

平成２９年人事院勧告により、国家公務員の給与等を定めた一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案が国会で可決、成立したことを踏まえ、情勢適用の原則に則り、本市の一般職の職員の給与に関する条例について、国に準じた改正を行うもの。

【主な改正内容】

１　月例給の改定【平成２９年４月から改定】

給料表を４００円の引上げを基本に改定（平均改定率０．２％）

（初任給については１，０００円引上げ）

２　特別給（ボーナス）の改定【平成２９年１２月期から改定】

一般の職員：年間４．３０月分　→　４．４０月分（０．１０月分引上げ）

再任用職員：年間２．２５月分　→　２．３０月分（０．０５月分引上げ）

３　その他【平成３０年４月に実施】

平成２７年１月１日に抑制された昇給を、平成３０年４月１日において３７歳に満たない職員に対して１号給回復

【施行期日】

公布の日（一部の規定は平成３０年４月１日）

議案第１０９号　職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

【改正の理由】

人事院が行った国家公務員の退職給付の官民比較調査の結果、平均７８．１万円(３．０８％)公務が民間を上回ることから、国家公務員の退職手当の支給水準の見直しが適切との見解が示され、国家公務員退職手当法等の一部改正法案が国会で可決、成立した。このことを踏まえ、本市においても職員の退職手当に関する条例ついて国に準じた改正を行うもの。

【この条例で改正する条例】

職員の退職手当に関する条例（昭和３３年柏原市条例第１３号）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和４９年柏原市条例第２５号）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成１８年柏原市条例第２０号）

【主な改正内容】

１　退職手当の支給水準の引下げ

官民均衡を図るために設けられた「調整率」の引下げ

調整率：１００分の８７　→　１００分の８３．７

※退職手当の額は、基本額に調整額を加えて算出

基本額　＝　退職日の給料月額　×　基礎在職期間・退職理由別支給率　×　<u>調整率</u>

調整額　＝　職責に応じた加算額

【施行期日】

平成３０年１月１日